

## 各務原市介護保険施設等指導要綱

(平成20年8月29日決裁)

### (目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第23条又は健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第23条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者（以下「介護保険施設等」という。）に対して行う介護給付及び予防給付（以下「介護給付等」という。）に係る居宅サービス等（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容並びに介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関する指導（以下「指導」という。）について、基本的な事項を定めることにより、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

### (指導の方針)

第2条 指導は、介護保険施設等に対し、法令等に定める介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する基準等について周知徹底させることを方針とする。

### (指導形態)

第3条 指導の形態は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 集団指導 介護保険施設等の管理者等を一定の場所に集めて講習会等の方法により行うもの又は市のウェブサイトへの資料の掲載、説明動画の配信等により行うもの
- (2) 運営指導 次の形態により、指導の対象となる介護保険施設等の事業所において、原則として実地に行うもの。ただし、施設及び設備並びに利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認出来る内容の確認については、オンライン会議システム等でも実施できるものとする。
  - ア 市が単独で行うもの（以下「一般指導」という。）
  - イ 厚生労働省又は岐阜県及び市が合同で行うもの（以下「合同指導」という。）

(指導対象等)

第4条 集団指導は、市長が指定又は許可の権限を持つ全ての介護保険施設等を対象とし、年1回以上行うものとする。

2 運営指導は、次の各号に掲げる指導形態に応じ、当該各号に定める介護保険施設等を対象とする。

(1) 一般指導 運営指導の実施頻度や個別事由を勘案し、市長が選定した介護保険施設等

(2) 合同指導 一般指導の対象とした介護保険施設等のうちから市長が選定した介護保険施設等

3 市長は、前項第1号に係る選定に当たっては、市長が指定又は許可の権限を持つ全ての介護保険施設等が、原則として当該指定又は許可の有効期間内に少なくとも1度は対象となるよう考慮するものとする。

(集団指導の方法等)

第4条の2 集団指導は、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容、高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等に基づく指導を行うものとする。

2 市長は、集団指導の日時、場所、出席対象者、指導内容等を当該介護保険施設等に対して原則として2月前までに通知するものとする。

(運営指導の方法等)

第5条 運営指導は、次に掲げる内容について行うものとする。

(1) 介護サービスの実施状況指導（個別サービスの質（施設及び設備並びに利用者等に対するサービスの提供状況を含む。）に関する指導をいう。）

(2) 最低基準等運営体制指導（運営基準等に規定する運営体制に関する指導（次号に関するものを除く。）をいう。）

(3) 報酬請求指導（加算等の介護報酬請求の適正実施に関する指導をいう。）

2 市長は、運営指導の対象となる介護保険施設等を決定したときは、介護保険法に基づく運営指導実施通知書（様式第1号）により当該介護保険施設等に原則として1月前までに通知するものとする。ただし、指導対象となる介護保険施設等事業所において高齢者虐待が疑われる等の理由により、あらかじめ通知したのでは当該介護保険施設等の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知する。

- (1) 運営指導の根拠規定及び目的
- (2) 運営指導の日時及び場所
- (3) 指導担当者
- (4) 出席対象者
- (5) 準備すべき書類等
- (6) 当日の進め方、流れ等

3 運営指導の終了時には、当該介護保険施設等に対し、講評及び必要な指示を行うものとする。

(指導結果の通知等)

第6条 市長は、介護保険法に基づく運営指導結果通知書（様式第2号又は様式第3号）により運営指導の結果を当該介護保険施設等に通知するものとする。

2 市長は、運営指導の結果、文書による指摘事項がある当該介護保険施設等に対して、介護保険法に基づく運営指導指摘事項改善報告書（様式第4号）により、期限を定めて報告を求めるものとする。

(監査への変更)

第7条 運営指導の実施中に、次の各号のいずれかに該当する状況を確認した場合は、運営指導を中止し、直ちに各務原市介護保険施設等監査要綱（平成20年8月29日決裁）に基づく監査を行い、事実関係の調査及び確認を行うものとする。

- (1) 岐阜県知事及び市長が定める介護給付等対象サービスの事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に従っていない状況が著しいと認められる場合
- (2) 介護報酬請求について、不正を行っているとして認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- (3) 不正の手段による指定等を受けていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- (4) 高齢者虐待により、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年9月1日から施行する。

(各務原市指定居宅サービス事業者等指導要綱の廃止)

2 各務原市指定居宅サービス事業者等指導要綱(平成19年6月27日  
決裁)は、廃止する。

附 則(平成27年6月18日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(平成28年11月1日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(令和4年5月31日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

様

各務原市長

介護保険法に基づく運営指導実施通知書

介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図るため、介護保険法（平成9年法律第123号）第23条の規定に基づき、貴法人が運営する介護サービス事業所等について下記のとおり運営指導を実施しますので通知します。

なお、日程等につきまして、正当な理由があり変更を希望する場合は、ご連絡いただきますようお願いいたします。

記

- 1 指導対象事業所
- 2 指導の日時
- 3 指導の場所
- 4 指導担当者
- 5 事業所立会者
- 6 事前提出書類
- 7 提出期限
- 8 提出先
- 9 指導当日に準備すべき書類
- 10 指導の形態

様式第2号（第6条関係）

各 第 号  
年 月 日

様

各務原市長

介護保険法に基づく運営指導結果通知書

年 月 日に実施した下記の事業所に対する指導の結果、  
特に文書で指摘する事項は見受けられませんでしたので、通知します。  
今後とも適正な運営に努められるようお願いいたします。

記

事業所名

各 第 号  
年 月 日

様

各務原市長

介護保険法に基づく運営指導結果通知書

年 月 日に実施した指導の結果について、下記のとおり通知します。

指摘事項については、必要な是正又は改善の措置を講ずるとともに、その結果を介護保険法に基づく運営指導指摘事項改善報告書（様式第4号）により 年 月 日までに報告してください。

なお、報告の内容について、是正又は改善結果を証する書類がある場合は、その写しを添付するとともに、提出期限内に是正又は改善できない事項については、その理由を明記し、是正又は改善の予定を明確にした計画を速やかに報告してください。

記

- 1 事業所名
- 2 実施日
- 3 指摘事項 別紙のとおり

様式第4号（第6条関係）

別紙

介護保険法に基づく運営指導指摘事項改善報告書

事業所番号			
事業所名			
所在地			
指導年月日			
	指摘事項	指摘事項に対する是正又は改善	
報告書作成日	年 月 日	連絡先	— —
報告書作成者	職名： 氏名：		

年 月 日

(宛先)各務原市長

上記のとおり報告します。

法人所在地

法人名

代表者名